

1．基本的考え方

ダイオキシン類の排出インベントリーについては、基本指針及び法第33条第1項の規定に基づき定められた削減計画に基づき、毎年整備することとなっている。

2．対象発生源の選択

環境への排出が現に認められているものであって、排出量の推計が可能なものを対象発生源とした（ただし、排出量が全体の量の計上にほとんど影響を及ぼさない程度に小さい（0.1g-TEQ/年未満）ものであって、POPs条約に規定されていない発生源については、対象としていない）。

3．推計年次及び排出量の表示方法

排出インベントリーは、法に基づくダイオキシン類（PCDD、PCDF、コプラナーPCB）を対象に、平成9年から平成16年の各年の排出量について整備した。排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF（1998）を用いた値で表示した。なお、新たな知見が得られた場合には、平成15年以前の排出量についても、改めて推計を行った。

4．排出量の推計結果

上記に基づきダイオキシン類の排出量の目録として取りまとめた結果については、以下の図及び表のとおり。年々排出総量は減少し、平成16年は、平成15年から約10%減少し、341～363g-TEQとなっている。

5．削減目標の達成評価

ダイオキシン類の排出量の削減目標は、平成17年6月に変更した「削減計画」では、「平成22年において、平成15年の推計排出量に比して15%減の315～343g-TEQとする」と定めている。

これら削減目標量と平成16年の推計排出量とを比較すると、平成15年に比べ約10%の削減がなされ、削減目標に向けて順調に削減が進んでいるものと評価される。

図 ダイオキシン類の排出総量の推移

